

がんの教育に関する検討委員会 報告書（案）

平成 26 年 1 月

1 「がん教育」に関する現状の整理

(1) 現時点の学習指導要領における「がん」に関する部分の整理

学校におけるがんに関する教育については、現在、学習指導要領とその解説において、以下のとおり位置付けられている。

① 小学校〔第 5 学年及び第 6 学年〕

教科：体育（保健分野）

【学習指導要領抜粋】

G 保健

(3) 病気の予防について理解できるようにする。

ウ 生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、栄養の偏りのない食事をとること、口腔の衛生を保つことなど、望ましい生活習慣を身に付ける必要があること。

エ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

【学習指導要領解説の抜粋】

ウ 生活行動がかかわって起こる病気の予防

生活行動がかかわって起こる病気として、心臓や脳の血管が硬くなったりつまったりする病気、むし歯や歯ぐきの病気などを取り上げ、その予防には、糖分、脂肪分、塩分などを摂りすぎる偏った食事や間食を避けたり、口腔の衛生を保ったりするなど、健康によい生活習慣を身に付ける必要があることを理解できるようにする。

エ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

(ア) 喫煙については、せきが出たり心拍数が増えたりするなどして呼吸や心臓のはたらきに対する負担などの影響がすぐに現れること、受動喫煙により周囲の人々の健康にも影響を及ぼすことを理解できるようにする。なお、喫煙を長い間続けると肺がんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響があることについても触れるようにする。

② 中学校〔第3学年〕

教科：保健体育（保健分野）

【学習指導要領抜粋】

（４）健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。

イ 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があること。食事の量や質の偏り、運動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、生活習慣病などの要因となること。

ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

カ 個人の健康は、健康を保持増進するための社会の取組と密接なかわりがあること。

【学習指導要領解説の抜粋】

イ 生活行動・生活習慣と健康

（エ）調和のとれた生活と生活習慣病

人間の健康は生活行動と深くかかわっており、健康を保持増進するためには、年齢、生活環境等に応じた食事、適切な運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが必要であることを理解できるようにする。また、食生活の乱れ、運動不足、睡眠時間の減少などの不適切な生活習慣は、やせや肥満などを引き起こしたり、また、生活習慣病を引き起こす要因となったりし、生涯にわたる心身の健康に様々な影響があることを理解できるようにする。

ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

（ア）喫煙と健康

喫煙については、たばこの煙の中にはニコチン、タール及び一酸化炭素などの有害物質が含まれていること、それらの作用により、毛細血管の収縮、心臓への負担、運動能力の低下など様々な急性影響が現れること、また、常習的な喫煙により、肺がんや心臓病など様々な病気を起こしやすくなることを理解できるようにする。特に、未成年者の喫煙については、身体に大きな影響を及ぼし、ニコチンの作用などにより依存症になりやすいことを理解できるようにする。

カ 個人の健康を守る社会の取組

健康の保持増進や疾病の予防には、人々の健康を支える社会的な取組が有効であることを理解できるようにする。ここでは、住民の健康診断や心身の健康に関する

相談などを取り上げ、地域における健康増進、生活習慣病及び感染症の予防のための地域の保健活動が行われていることを理解できるようにする。

③ 高等学校

教科：保健体育（保健分野）

【学習指導要領抜粋】

（１）現代社会と健康

イ 健康の保持増進と疾病の予防

健康の保持増進と生活習慣病の予防には、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践する必要があること。喫煙と飲酒は、生活習慣病の要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。

（２）生涯を通じる健康

イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

生涯を通じて健康の保持増進をするには、保健・医療制度や地域の保健所、保健センター、医療機関などを適切に活用することが重要であること。

【学習指導要領解説の抜粋】

（１）現代社会と健康

イ 健康の保持増進と疾病の予防

（ア）生活習慣病と日常の生活行動

生活習慣病を予防し、健康を保持増進するには、適切な食事、運動、休養及び睡眠など、調和のとれた健康的な生活を実践することが必要であることを理解できるようにする。その際、悪性新生物、虚血性心疾患、脂質異常症、歯周病などを適宜取り上げ、それらは日常の生活行動と深い関係があることを理解できるようにする

（イ）喫煙、飲酒と健康

喫煙、飲酒は、生活習慣病の要因となり健康に影響があることを理解できるようにする。その際、周囲の人々や胎児への影響などにも触れるようにする。また、喫煙や飲酒による健康課題を防止するには、正しい知識の普及、健全な価値観の育成などの個人への働きかけ、及び法的な整備も含めた社会環境への適切な対策が必要であることを理解できるようにする。その際、好奇心、自分自身を大切にす気持の低下、周囲の人々の行動、マスメディアの影響、ニコチンやエチルアルコール

の薬理作用などが、喫煙や飲酒に関する開始や継続の要因となることにも適宜触れるようにする。

(2) 生涯を通じる健康

イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

(イ) 地域の保健・医療機関の活用

生涯を通じて健康を保持増進するには、検診などを通して自己の健康上の課題を的確に把握し、地域の保健所、保健センター、病院や診療所などの医療機関及び保健・医療サービスなどを適切に活用していくことなどが必要であることを理解できるようにする。

(2) がん対策推進基本計画について

我が国におけるがん対策は、がん対策推進基本計画に基づいて行われており、その中で、学校における「がん教育」については、以下のとおり位置付けられている。

【がん対策推進基本計画（平成24年6月8日閣議決定）抜粋】

8. がんの教育・普及啓発

(現状)

健康については子どもの頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防といった観点から、がんの予防も含めた健康教育に取り組んでいる。しかし、がんそのものやがん患者に対する理解を深める教育は不十分であると指摘されている。

(取り組むべき施策)

地域性を踏まえて、がん患者とその家族、がんの経験者、がん医療の専門家、教育委員会をはじめとする教育関係者、国、地方公共団体等が協力して、対象者ごとに指導内容・方法を工夫した「がん」教育の試行的取組や副読本の作成を進めていくとともに、国は民間団体等によって実施されている教育活動を支援する。

(個別目標)

子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、5年以内に、学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにするべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする。

2 今後の「がん教育」の方向性

(1) 「がん教育」と教えるべき内容

前項の学習指導要領とがん対策推進基本計画を踏まえ、これからの「がん教育」の方向性や、子供たちに教えるべき内容について、以下のとおりまとめた。

① 「がん教育」の必要性

学校における健康教育においては、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成することが重要である。近年、疾病構造の変化や高齢社会など、子供たちを取り巻く社会環境や生活環境が大きく変化してきている。特に、日本人の死亡原因の1位であるがんについて、がんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深める教育は不十分であると指摘されており、子供たちががんについて関心を持ち、正しく理解し、適切な態度や行動ができるようにすることが求められている。

② 「がん教育」の目標

1) がんに関して正しく理解する

がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診について関心を持ち、正しい知識を身に付け、適切な対処ができるようになる。

2) いのちの大切さについて考える

がんについて学ぶことや、がんと向き合う人々を通じて、自他のいのちの大切さを知り、生きることについて考える。

③ 「がん教育」の具体的な内容

「がん教育」の具体的な内容については、例えば、以下のような事項が考えられる。

ア がんとは（発生要因）

がんとは、体の中で、異常な細胞が際限なく増えてしまう病気である。がんには様々な種類があり、病気が進むと、元気な生活ができなくなったり、命を失ったりすることもある。また、がんにはたばこ、細菌・ウイルス、過量な飲酒、偏った食事、運動不足、持って生まれた素質など、多様な原因がある。

イ 疫学

がんは、日本人の死因の第1位で、現在では、年間約36万人以上の国民が、がん で亡くなっている。その背景には、社会の高齢化がある。また、生涯のうちにがんに

かかる可能性は、男性の58%、女性の43%（2008年）とされているが、年々増え続けている。

ウ 予防

がんになるリスクを減らすための工夫。たばこを吸わない、規則正しい生活とバランスのとれた食事をする、適度な運動、ワクチンを受けるなどの方法がある。

エ 早期発見・検診

早くに見つけて治療を受ければ多くのがんは治すことができる。早期に発見するためには検診を受けることが不可欠である。日本では、肺がん、胃がん、乳がん、子宮頸がん、大腸がんなどの検診が行われている。

オ 治療（手術、放射線、抗がん剤）

がんになっても、全体で半分以上、多くの早期がんは9割近くが治る。がん治療の3つの柱は手術、放射線、抗がん剤（飲み薬や点滴）であり、それらを主体的に選ぶ時代になっている。

カ 緩和ケア

がんになったことで起こる痛みや心のつらさなどの症状を和らげ、通常の生活ができるようにするための治療。治癒しない場合も心身の苦痛を取るための医療が行われる。

キ 生活の質

がんの治療後は、様々な不調を抱える人もいるが、今までどおりの生活ができるように“生活の質”を大切にすることが重要である。がんになっても充実した生き方ができる。

ク 共生

がんは誰もがかかる可能性のある病気であり、がん患者への偏見を無くし、共に生きることが大切である。

（2）「がん教育」の実施にあたって

「がん教育」を実施するにあたっての具体的事項について、以下にまとめた。

① 留意点

「がん教育」の実施にあたっては、学校全体で共通理解を図りつつ、子供の発達の段階を踏まえ、体育科、保健体育科などの関連する教科をはじめ、特別活動や総合的な学習の時間、道徳等において、がんの基礎的知識を確実に身に付けること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連付けて指導することが重要である。

② 内容の取扱い

中学校、高等学校においては、より積極的に、「がん教育」について取り組むことが望ましいと考えられる。

小学校においては、「がん教育」をどのように取り扱うかについて、より身近な課題を扱うという観点も踏まえて検討していくことが必要である。

具体的な教育内容に応じて、教科（保健体育等）や教科外（特別活動、総合的な学習の時間、道徳）の時間を柔軟に活用しての取組が求められる。

内容の取扱いについては、それぞれの発達の段階に応じた対応が必要である。

③ 参考資料

「がん教育」の実施にあたっては、以下の資料等の活用も考えられる。

1) がんに関する正しい理解に関する参考資料

<A> 中川恵一・東大病院放射線科准教授監修（本検討委員会委員）

・「がんって、なに いのちを考える授業」

アニメ DVD（児童生徒の視聴用）、解説書（教師用資料）

 自治体等の作成教材

・東京都豊島区「がんに関する教育（小学生向け、中学生向け）」

・佐賀県医師会「佐賀県小学生高学年用防煙教材」

2) がん経験者に関する参考資料

・闘病記等多数

④ 関係機関との連携

「がん教育」の実施にあたっては、「がん」という専門性の高さに鑑みて、広く専門機関等との連携を進める必要がある。また、地域や学校の実情に応じて、学校医をはじめとする医師や看護師、保健師、がん経験者等の外部講師の参加・協力を推進することなど、多様な指導方法の工夫を行うような配慮が求められる。

これらの取組にあたって、学校が単独で行うことには限界があるため、都道府県や市町村教育委員会がそれぞれの保健福祉部局や医療機関（がん診療連携拠点病院等）、地域の医師会などに協力を求めながら取組を進める必要がある。

例えば、都道府県教育委員会と都道府県がん対策担当部局が連携し、外部講師として

依頼できるような医師や看護師、保健師、がん経験者等のリストを作成したりするなど、学校での取組を支援するような体制の構築が求められる。

ただし、これらの連携が重要であるとはいえ、授業計画の作成にあたっては、授業を行う教諭が主体となるよう留意すべきである。

⑤ 配慮が必要な事項

「がん教育」の実施にあたっては、以下のようなケースについての配慮が求められる。

- ・ 小児がんの当事者、小児がんの既往のある子供。
- ・ 家族にがん患者がいる子供や、家族をがんで亡くした子供。
- ・ クラスにがん患者や、がんの既往のある子供がいる場合。
- ・ 生活習慣が主な原因とならないがんもあること（小児がん、肝がんなど）。特に、これらのがん患者が身近にいる場合。

3 「がん教育」の今後の論点

現在の「がん教育」について、以下のような論点があると考えられる。

これらの課題については、今後更なる議論を要するため、平成26年度モデル事業「がんの教育総合支援事業」の成果等を踏まえてより具体的な検討を進めていく必要がある。

(1) 「がん教育」を位置付ける教科等について

『2(1)③「がん教育」の具体的な内容』については、現行の学習指導要領においても、保健体育や特別活動等で全て取り扱うことはできる。ただし、複数の領域にまたがる内容のため、単独の教科等で全てを扱うことはできない。また、「がん教育」を特別活動や総合的な学習の時間において扱う場合には、学校の判断により実施すべきものとなる。

これらを踏まえ、「がん教育」の適切な取扱いについて、現行の方式が望ましいのか、または、単独の教科等で扱うことが望ましいのかについて、議論が必要ではないか。

なお、「がん教育」をまとめた分野として扱う場合には、以下のような目標が考えられる。

1) がんに関する知識

がんの現状、疾病概念、一次予防、二次予防、三次予防等について理解できるようにする。

2) がんに関する思考・判断等

現在及び将来に直面するがんに関する課題に対して、的確な思考・判断に基づいて適切な意志決定を行い、自らの健康の管理や健康的な生活行動の選択が実践できるようにする。

3) がんに関する関心・意欲・態度

がんをとおして生命のかけがえのなさを知り、がん患者や家族などのがんと向き合う人々の取組に関心をもつとともに、健康な社会の実現に努める。

(2) 体育・保健体育科における「がん教育」の位置付けについて

「がん教育」の内容の一部は、体育・保健体育科において扱うことができるが、一定のまとまった分野としての学習ではない。例えば、現行の中学校保健体育の学習指導要領では、「生活行動・生活習慣と健康」「喫煙、飲酒、薬物乱用と健康」「個人の健康を守る社会の取組」といった複数の分野において、がんを扱えることになっている。

このような現状を踏まえると、特に、中学校・高等学校においては、学習指導要領において、がんを一定のまとまりとして扱うことが望ましいと考えられるが、今後、更なる検討が必要である。

(3) 「がん教育」を実施する校種・学年について

「がん教育」については、中学校・高等学校において取り扱うことが望ましいと考えられる。今後、学習する学年や、また小学校での扱いなどについて、更なる検討が必要である。

なお、体育・保健体育科の健康・安全に関する内容については、小学校では「身近な生活」についてより実践的に、中学校では「個人生活」についてより科学的に、高等学校では「個人及び社会生活」についてより総合的に学習することとなっており、これらの体系を踏まえることも重要である。

4 平成 26 年度モデル事業「がんの教育総合支援事業」について

事業の実施前後での、児童生徒や教職員の意識・知識の変化の把握のための指標の検討（アンケート用紙を作成するイメージ）

(未定)

がんの教育総合支援事業

(新規)

26年度予定額：15,597千円

背景

- ・平成24年度から平成28年度までの5年間を対象とした新たな「がん対策推進基本計画」が閣議決定され、「がん患者を含む国民が、がんを知り、がんに向き合い、がんを負けることのない社会」を目指すこととしている。
- ・学校における健康教育の中でも、国民の二人に一人がかかる「がん」は重要な課題であり、国民の健康に関する基礎的な教養として必要不可欠。

課題

- ・様々な形で患者を含めた国民に対するがんの普及啓発が行われているが、がんに対する正しい理解が必ずしも進んでいない。(がん検診の受診率は20%~30%で推移)
- ・健康については、子供の頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防といった観点から、がんの予防も含めた健康教育に取り組んでいる。しかし、がんそのものやがん患者に対する理解を深める教育は不十分であるとの指摘。

学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中で「がん」教育を推進する必要性

課題解決のための事業概要

◆検討会の設置

有識者からなる「がんに関する教育の在り方に関する検討会(仮称)」を設置し、各都道府県で行っている先進事例の分析・調査等を行い、全国に展開させるための検討等を行う。

相互に連携

◆事業の実施

地域の実情を踏まえた事業の実施
(12か所程度)

- ・教育委員会等によるがんの教育用教材の作成・配布
- ・民間会社等によるがんの教育用教材の選定・配布
- ・専門医等の講師派遣
- ・研修会 等

成果

- 学校教育全体の中で、がんの教育を推進することにより、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解の深化
- 自らの健康を適切に管理するとともに、がん予防や早期発見につながる行動変容を促す。